

# 質 疑 回 答 書

1 件 名 第一学校給食センター外2か所電力購入（単価契約）

2 場 所 第一学校給食センター 越谷市相模町三丁目48番地1外2か所

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

## 記

質 疑 事 項	回 答 内 容
<p>Q 1：見積金額内訳書の各種様式は入札時の添付書類でしょうか。 添付の場合、入札書と同じ内封筒に封入するという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>A 1：入札時にご提出いただくのは「入札書（兼誓約書）」及び左上に「郵便入札専用」とある「単価表」で、内訳書の提出は不要です。「入札書（兼誓約書）」及び「単価表」を内封筒に封入してください。</p>
<p>Q 2：入札時に添付の単価表は入札書と同じ内封筒に封入するという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>A 2：A 1のとおりです。</p>
<p>Q 3：見積金額内訳書の総括表明細では、保護がかかっている為桁数が多い数値が正しく表示されません。 また、各施設ごと別紙の a について、小数点第 2 位までの表示となっており、実際の数値と表示される数値に相違が生じてしまいます。保護がかかっている為編集できませんが、こちらはそのまま使用してもよろしいでしょうか。 または、修正したデータもしくは、保護を解除した様式データをいただけますでしょうか。</p>	<p>A 3：ホームページの掲載内訳書を修正いたしました。（セルの内容を縮小して表示するようになってあります。） また、各施設ごと別紙の a について、ホームページの掲載様式データを修正いたしました。（実際の数値と表示される数値に相違が生じないようにしてあります）</p>
<p>Q 4：契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。</p>	<p>A 4：工事予定はございません。</p>
<p>Q 5：各施設ごとの現在の計量日を教えてください。</p>	<p>A 5：第一学校給食センター 毎月 13 日 第二学校給食センター 毎月 9 日 第三学校給食センター 毎月 3 日</p>

Q 6 : 毎月の計量日は一般送配電事業者が定めるため、年間の請求が13回となることがあります。また料金の算定期間も計量日から計量日の前日となりますが、その旨ご了承くださいませか。

Q 7 : 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。

Q 8 : 請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。

Q 9 : (権利譲渡等の禁止) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。

『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』

Q 10 : 契約書の提出および契約締結期限はございますか。期限について協議可能でしょうか。

Q 11 : ご請求について、供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行することができません。ご了承くださいませか。

Q 12 : 請求書は、原則、翌月10日までにWebサイト上で開示、15日までに原本の到着と

A 6 : 了承いたします。

A 7 : 天災等不測の事態に基づくやむを得ない場合により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、見直しの協議に応じます。

A 8 : 原則、請求書は郵送のみの対応といたします。ただし、請求方法が、WEB請求書のみである場合に限り、対応いたします。なお、WEB請求書の記載内容については、協議が必要になります。

A 9 : 「電力供給契約約款」第2条について質問をいただいておりますが、「電力供給契約約款」は、変更・追記ができません。ただし、「電力供給契約約款」第2条に記載のとおり、債権譲渡等の承諾を、書面により発注者へ求めることはできます。

A 10 : 契約書の提出及び契約締結期限は、越谷市契約規則第20条に基づき、落札決定の通知を受けた日から7日以内(越谷市の休日を定める条例(平成4年条例第14号)に規定する市の休日を除く。)となります。なお、本市契約規則については、「Reiki-Base インターネット版 越谷市例規集」([https://www1.greiki.net/koshigaya/reiki\\_menu.html](https://www1.greiki.net/koshigaya/reiki_menu.html))から検索いただけます。また、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、期限についての協議に応じます。

A 11 : 了承いたします。

A 12 : 了承いたします。

し、請求書受領後30日以内（翌々月15日まで）に振込となります。なお、年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。

Q13：契約期間中に建替や増築、引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定はありますでしょうか。

Q14：落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1か月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。

Q15：各施設の現在の計量日を教えてください。なお、1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。料金の算定期間は計量日から計量日の前日となります。ご了承いただけますでしょうか。

Q16：東京電力管内において、制度変更に伴い、500kW未満の施設の現在の計量日から変更ができなくなりました。そのため、料金算定も計量日から計量日前日となりますことをご了承ください。なお、1日切替えをご希望の場合は請求書が13回になることもご了承ください。（日割り計算になるため請求金額自体は変わりません）

Q17：内訳書作成にあたり、契約希望単価、消費税については小数点第二位となりますが、端数処理についてご教示ください。また、内訳書の提出は単価表のみでよろしかったでしょうか。

Q18：1施設に対して一枚の請求書の作成となっており、分割請求には対応できかねます。またお支払いに関しましても以下の例1のようなご要望の場合はお客様から入金の内訳を事前にお知らせしていただくこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。

（例1）庁舎 〇,〇〇〇円 自販機 〇,〇〇

A13：工事予定はございません。

A14：了承いたします。

A15：現在の計量日はA5のとおりです。また、計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ最終月の請求が翌月、翌々月の2回に分割されることを了承いたします。さらに、料金の算定期間が計量日から計量日の前日になることを了承いたします。

A16：了承いたします。

A17：内訳書の各単価の税込み額、消費税及び地方消費税額については、小数点第2位まで記入していただき、第3位以下については、切り捨ててください。

また、内訳書の提出についてはA1のとおりです。

A18：了承いたします。

〇円に分けて別々で入金します。

Q 19 : 地域の一般電気事業者が値上げをした場合、値引き%は変えずにスライドで値上げをさせていただくこととなりますが、その際、契約単価見直しを対応していただくことは可能でしょうか。

Q 20 : 契約電力 500kW 以上の施設において、今回の供給開始期間から契約電力の増減はありますでしょうか。

Q 21 : 「自家発補給電力」の契約がある場合、以下の内容を教えてください。

- ・ 契約電力 (kW)
- ・ 使用月、未使用月とその使用電力量 (kWh)

Q 22 : 検針結果を書類・データにて報告することはできませんが、よろしいでしょうか。(Webにて使用量を確認することはできます) ※請求書は紙ベースとなります。

Q 23 : 工事負担金に関しまして、発注者の都合で新設備設置・工事が着工する際に発生しました工事金などは受注者負担をすることができませんが、ご対応いただけますでしょうか。

Q 24 : 請求金額お支払いを行う際のお支払い方法についてお教えいただけますでしょうか。(振込又は引き落とし)

A 19 : A 7のとおりです。

A 20 : 契約電力 500kW 以上の施設はありません。

A 21 : 仕様書 5 (5) のとおり、自家発補給電力の契約はありません。

A 22 : 了承いたします。

A 23 : 了承いたします。

A 24 : 口座振り込みでお支払いいたします。